

近世の伊勢神宮と朝廷

―「触穢令」をめぐる―

塚本 明

【要旨】

近世の朝廷が発令した「触穢令」が、伊勢神宮に与えた影響の时期的変化を見ながら、近世の伊勢神宮と朝廷との関係を考察した。「触穢令」は天皇・上皇・女院の死に際して朝廷から出されるものだが、前期には江戸將軍の死もその対象となった。基本的には宮中及び京都周辺の社寺に限定して出され、朝廷行事や神事等がその間中断された。さて伊勢神宮に京都の「触穢令」が伝えられるのは宝永六年を初発とするが、これは触穢伝染を予防するためのもので、天保年間に至るまでは伊勢神宮・朝廷側ともに、京都の触穢が伊勢にも及ぶという認識はなかった。だが伊勢神宮を朝廷勢力に取り込む志向が強まるなかで、弘化三年時には朝廷は伊勢神宮の抵抗を押し切り、触穢中の遷宮作事を中断させるに至る。両者の対立の背景には、触穢観の相違に加え、神宮神官らが全国からの参宮客を重視したことがあった。

はじめに

本稿は近世における伊勢神宮と朝廷との関係を、主として天皇の死に際して朝廷が発する「触穢令」を分析素材として検討するものである。近世の伊勢神宮をめぐる、神宮内部の儀礼研究や民衆の伊勢参宮についての研究は盛んに行われてきた。だが伊勢神宮自体の近世社会のなかでの位置付けについては、十分な検討はなされていない。

近世の神社は、総体としては幕府を中心とする武家領主のもとに従属

しながら、広義の朝廷勢力に属すると評価される¹⁾。なかでも伊勢神宮は、内宮が天皇の祖先天照大神を祀ることにより、また近代天皇制国家において国家神道の頂点にあったことから週及されるイメージも相俟って、朝廷とは密な関係にあったことは自明のこととされていると云ってよい。

たしかに伊勢神宮は、京都居住の公家藤波氏を「祭主」として戴き、神官の任官や昇任は朝廷が認可するものであった。定期的に朝廷から勅使が派遣され、また伊勢神宮の重要な儀式は陣儀によって日時が決定される朝廷儀式として執行された。

だが伊勢神宮を朝廷勢力の一部として片付ける見解は、神官の職制や国家的役割などの点から一般的に論じられたに過ぎず、しかもそれらは朝廷側の記録に基づいている。上七社のうちでひとり畿内にはなく、宇治・山田という都市を門前町として持ち、下級神官である御師の活動を通して全国的に社会的・経済的基盤を持つ伊勢神宮を、京都の賀茂社や石清水社などと同列に論じられるものかどうか。全国から多数の民衆を参宮客として集めた神宮と、天皇の皇祖神を祀り職制上から朝廷の一勢力であったとされる神宮と、この二つの側面が統一的に理解されているとは言い難い。この点の解明次第で、民衆の伊勢参宮のみでなく、幕府要人・諸大名の参宮²⁾、そして近代以降に伊勢神宮が国家神道の頂点に位置付けられたことなどの評価も、自ずから変わってくるで

あろう。

本稿はこれらの課題に全面的に取り組むものではないが、神宮の神官が残した記録を用い、神官らの認識をも見ながら、朝廷との関係及びその時期的変化について考えることとする。

さて近世の伊勢神宮は、天下泰平・国家安全の祈禱を行うことに最大の任務があり^③、將軍や天皇が病いに罹った際には平癒の祈禱を行った。その効なく彼らが死去した際に、伊勢神宮はどのような対応をとるのであろうか。政治勢力との結びつきの度合いは、その頂点に位置する者の死を迎えた時に、最も端的に表現されるであろう。ここでは特に天皇らが死去した際に朝廷が発令する「触穢令」への対応に注目し、朝廷内部や京都の神社の対応と比較しつつ検討を加えたい。なお「触穢令」自体は朝廷・神社社会における「服忌」の觀念に基づくものであるが、住民社会の穢れ觀念と無縁ではない。神宮及び周辺地域社会における触穢觀の特質の解明をも射程に入れて、分析することとしたい^④。

一、研究史

ここで問題にする触穢とは、穢れに接した個人が服忌令に基づき規定の期日を忌むものではなく、宮中や京中全域など、ある一定の空間に穢れが及ぶと觀念され、その旨が朝廷（ないしは伊勢神宮）から発令されたものに限定する。中世において「天下触穢」と称されたものの系譜を引く。以後これを、あくまで便宜的にだが、「触穢令」と表記することとする。

黒田日出男氏は、中世王権が民衆を統治する装置・作法を論じるなかで中世における「天下触穢」について言及し、山本幸司氏の研究^⑤に

依拠しつつ、穢れの特質と、それを基盤とした天下触穢について次のように整理した^⑥。

まず穢れの特質について。穢れの具体相は大別して、①死穢、②産穢、③獸の死穢と産穢、④失火穢の四種がある。穢れはその発生源を離れて他の場所や人に移るものである。家は穢れの空間の単位となるもので、また家の廻りの垣根や堀・塀が穢れの侵入を防ぐ。そして天皇を中心とする社会と自然の秩序を攪乱するものが穢れと位置付けられる。

ついで、天下触穢とは、火災・戦乱による大量の死者の発生、王やその家族・為政者の死などに際して、穢気が京中に遍満した事態に対して卜占がなされた結果、発せられるものである。この間、朝廷の諸行事と京中を中心とした神社の祭礼・行事が停止あるいは延期となる。その対象範囲は京とその周辺、精々畿内近国までであるが、伊勢神宮はその対象となっていた。天下触穢に際しては、民衆に殺生禁断が命じられ、魚類の売買が禁じられた。そして鳴物の停止も行われた可能性が高く、これが近世の鳴物停止令につながることを展望した。

この研究を受けて、近世の鳴物停止令を中世の天下触穢との比較において分析し、両者の関連を論じる研究が相次いだ^⑦。だが、それらは文面での共通性の有無に目を奪われ、発令の主体と対象の相違に十分な配慮が払われていない。

中世の天下触穢は、あくまで朝廷が、宮中ならびに神社に対して発令したものである。黒田氏の言うように民衆に対して殺生禁断や鳴物を停止することがあったとしても、それは関連する別個の法令として出されているに過ぎない。対して近世の鳴物停止令は、武家領主が、民衆に向けて発令したものである。そして近世においても朝廷は、天皇らの死に際して宮中や社寺に「触穢令」を発布しているのであり、その限りでは

中世と異なるものではない。近世法の体系において、武家法と公家法は併存しているのであり^⑧、このことを捨象して中世の天下触穢と鳴物停止令の連続性の有無を論じることは無意味である^⑨。

問題を整理すれば次のようになろう。中世の朝廷では、服忌観念を基盤に天下触穢を發布していた。対象は朝廷と精々京都周辺の神社のみであるが、別個に民衆への生活規制を伴った。近世に入ると民衆への法の発令はなくなるが、朝廷が「触穢令」を發布すること自体は引き継がれる。

一方近世の武家領主は、朝廷世界の服忌令の影響を受けつつ独自の服忌の体系を整備していく^⑩。それに基づき鳴物停止令を、民衆に対する生活規制として発布した。武家領主により新たに生み出された鳴物停止令とは、朝廷の持つ権限が近世以降限定されたことを、結果的にせよ補うもので、そして確かに黒田氏が強調するように全国的に発令されることで、民衆の為政者に対する意識に大きな影響を及ぼした。

当面の課題に即して言えば、近世における公家法—朝廷の「触穢令」の及ぶ範囲がどこまでか、伊勢神宮の側から見れば、伊勢神宮がどの程度に朝廷の一員であったのか、という問題となる。

さて、伊勢神宮近辺は穢れに過敏な地域であった^⑪。象徴的な事例をあげよう。神宮の北を東西に流れる宮川の内側が神宮の境内と称される地域であるが、宇治・山田の住人などこの地域の者が宮川を越えるとそれだけで穢れとなり、帰宅後は三日間の同火が忌まれる。またこの地域には「速懸」と称される慣習があった。死者の発生は極めて重い穢れをその家にもたらすため、建て前としては瀕死の状態のうちに墓へ送ってしまい（＝速懸）、穢れを避けるというのである。こうした地域において「触穢令」は、どのように受容されたのであろうか。

服忌に基づく個人の日常的な触穢意識と天下触穢・「触穢令」との関

連は、先行研究において吟味されていない課題である。ここでは、「触穢令」を中心に分析するが、個人の穢れ意識—それは社会の差別観念とも関わる—の問題をも意識しながら検討することとする。

二、京都の「触穢令」

伊勢神宮への「触穢令」の伝達について分析する前提として、京都の「触穢令」について概観しておきたい。なおこの問題は公家の日記などを用いた本格的な分析を必要とするが、本稿ではその準備はない。以下、安永八（一七七九）年までについて、柳原紀光が編んだ朝廷の通史『統史愚抄』^⑫に拠って概略を見、幕末に至るまでを含めて『京都町触穢成』^⑬と、京都の神社の記録類^⑭から、若干の情報を補うこととする。

朝廷において「触穢令」が発令されるのは、天皇、上皇、女院、そして將軍の死に際してである。『統史愚抄』はそれらを通常「天下触穢」と表現している^⑮。なお「触穢令」が発布される契機として、中世では天皇一族らの死のほかには大火による多くの焼死者の発生があるが、宝永五（一七〇八）、天明八（一七八八）、元治一（一八六四）の三度の大火時にも、「触穢令」は確認できない。

「天下触穢」は死の同日に出されることもあるが、多くは十数日を経た、時には三十日以上も経ってから発令される。触穢が明けた時にはその旨が告げられ、内侍所において清祓が行われる。触穢明けは葬送の三十日後であるが、「触穢令」が葬送以前に発令される場合には、触穢の期間は通常六十日前後に及ぶ^⑯。

天皇及び上皇は基本的に全て対象となるが^⑰、女院については原則として皇太后（皇后位に就いた者）に限られ、准三宮で女院宣下を受

けた者には適用されない¹⁸⁾。親王については、関白などの場合とともに「廢朝」が行われるのみで「触穢」にはならない。

ただし寛政六（一七九四）年に閑院宮典仁親王の死に際し、禁中に限定した「触穢令」が確認される。典仁親王とは、寛政初年に発生した尊号一件という事件で知られている。皇位に就かなかったゆえに大臣より下におかれた父・典仁親王の処遇を改善するため、実子の光格天皇が太上天皇の称号を贈ろうとしたが、幕府の反対を受けて事成らなかつた。

以後朝幕関係の緊張が高まったとされる¹⁹⁾。ここで異例の「触穢令」が出されたのは、天皇の実父であることによるものであろう。ただ京都町奉行所から「触穢令」を伝える町触²⁰⁾の文言では「禁裏御所方」に限定したものとされ、発令から十四日後には神社には及ばない旨を確認した触²¹⁾をわざわざ出し、天皇・上皇・女院の場合とは明確な区別を付けている。しかし実際には京中の神社は勿論伊勢神宮にも、朝廷から「触穢令」が伝えられていた。死後の「触穢令」に関する限り、典仁親王は天皇・上皇と同じ扱いを受けているのである。光格天皇の意志の発現であろうが、公家法の武家法に対する独自性が見て取れる²²⁾。

次に將軍については、徳川將軍歴代のうち秀忠、家光と綱吉、家宣について「触穢令」が認められる²³⁾。『統史愚抄』の記載を正徳二（一七一一）年に死去した家宣の例を取り見ると、死の四日後の一〇月一八日に天皇に上奏されて五日間の廢朝となり、さらに二四日に「閑東穢延及于宮中。…因天下触穢」とある。江戸における死の穢れが十日立って京都に至り、「天下触穢」となったと言うのである。神社記録にも綱吉、家宣の場合について、「触穢令」が発令され神事が延期となったとの記事が確認できる。

だが將軍死去時に「触穢令」が出るのは、江戸時代を通してのことでは

ない。『統史愚抄』には正徳六（一七二六）年の家継死去時に「今度有議不及天下穢。是嚴有院贈太政大臣家綱薨時例」云²⁴⁾とある。事実、家綱の死去時に「触穢令」は確認できないのだが²⁵⁾、この例に倣ったという。そして管見の限りこれより後の神社記録に將軍死去時の「触穢令」は認められない。家継以降の將軍については、その死が「触穢令」の対象となることはなかつたものと思われる。

さて、以上のうち天皇・上皇・女院の死去時の「触穢令」については、京都町奉行所から洛中洛外の社寺に宛てて触れられることがあった。近世の京都で出された触を集成した『京都町触集成』には、元文二（一七三七）年の中御門上皇死去時を初発として、天皇・上皇死去時の八例、女院死去時の六例、計十四例の「触穢令」が確認できる²⁶⁾。元文二年の触には宝永六（一七〇九）年の東山上皇死去時の先例が引かれているから、この時にも発令されたものであろう。この間に享保一七（一七三二）年に靈元天皇が死去しているが、その際の「触穢令」は確認できない。東山上皇以前の四例（元和三年の後陽成上皇、承応三年の後光明天皇、延宝八年の後水尾上皇、貞享二年の後西上皇）についても不明である。一方、中御門上皇以後の天皇・上皇の死去時には、例外なく町奉行触としての「触穢令」が確認できる。

これらの町奉行触と神社記録とを照合すると、町奉行触の日付よりも早く神社に「触穢令」が伝えられており、社寺及び公家達には町奉行所を経ずに朝廷からじかに廻達されていたことが分かる²⁷⁾。町奉行所構が「触穢令」を発するようになったのは、あくまで周知徹底のために過ぎず、朝廷の発令権には何ら変化を及ぼすものではなかつたと思われる²⁸⁾。

「触穢令」の町奉行触は、基本的には宛先を「洛中洛外之社方」に限

定しており、民衆一般に触穢の慎みを強制した形跡はない。「天下触穢」と称されるものであっても、それは宮中及び京都周辺の社寺に限った措置であった。

だが、京都の住民に「触穢令」が無縁であったわけではない。十四例の町触のうち七例は商家や町共同体の文書に記録されており、しかも、うち四例は文面上は発給先が「社方」に限定されているにもかかわらず町方にも伝達されているのである。また「触穢令」ないしは「触穢解除令」において、「洛中洛外在町并社方」と、社方以外の町・在も対象とすることが触の文面に記されていることが三例ある²⁸⁾。

「触穢令」の町奉行触が住民一般にも伝達された理由は、それが具体的にどのような行動規制を伴うかという問題でもあり、後に検討することとする。ここでは、京都において中世の天下触穢は、現象としてはさほど変わらず近世の「触穢令」に引き継がれていることのみを確認しておきたい。

三、「触穢令」の伊勢神宮への伝達

さて、京都で出された「触穢令」は、祭主藤波氏を通して伊勢神宮にも伝えられた。その様相を、以下に見ていく。

まず將軍死去時の触穢について。綱吉死去の宝永六（一七〇九）年には、偶々京都に赴いていた外宮の神官が、御所が触穢になっているとの情報を書状で伊勢へ伝えている。だが管見の限りでは、これ以外の將軍死去時に「触穢令」が伊勢神宮に報された形跡はない。將軍の触穢は伊勢神宮には公式には伝えられなかったし、何ら影響を及ぼしてはいない。

では以下、歴代天皇の死去時の触穢について、「長官日記」と通称さ

れる神宮神官の公務記録から検討していく²⁹⁾。

承応三（一六五四）年の後光明天皇、延宝八（一六八〇）年の後水尾上皇、貞享二（一六八五）年の後西上皇のそれぞれの死去時には、この間の「長官日記」に触穢に関する記述はない。元和三（一六一七）年の後陽成上皇についてはこの時期の日記がないが、弘化三（一八四六）年の日記に記された神宮神官の主張によれば、この時に伊勢神宮には触穢は出されなかったと言う。

管見の限り、天皇死去時の「触穢令」が伊勢神宮に伝えられた初発は、宝永六（一七〇九）年の東山上皇死去時のことである。死去当日の一月一七日付けで祭主藤波氏の家臣、飯田三右衛門から内宮三禰宜³⁰⁾に宛てた書状には次のようにある。

新院様今晚崩御絶言語事ニ候、依之御所方諸家中京都町中不残触穢成候、只今之内者勿論御葬送以後三十日過申候而明申候、御葬送いつて可有之も未知候、尤奏事始も二月ニ而可有之も三月ニ而可有之も不知事ニ候、款状為御登御無用候、触穢明候時則是可申入候、年始之御状等も先御控可被成候、若く急用之儀候ハ、其地之飛脚京都町屋江不立寄直ニ参候様ニ御申付御越可有候、京都伊勢屋等も穢候、今日者未町中江ハ不及穢候故伊勢屋使ニ遣之候、尤御屋敷ハ不通清有之候、町等へも通路不仕事ニ候、伊勢屋町使ニ御報之状ハ御門外ニ而封とき人可申候、恐惶謹言

十二月十七日 飯田三右衛門 判

内宮三禰宜様

ここに見える藤波家の触穢についての認識をまとめれば次のようだろう。まず触穢の及ぶ範囲は「御所方諸家中京都町中不残」である。ただし時間のずれがあり、この手紙が出された時点では京都町中に穢れは

及んでいない。「触穢令」が発令され触穢となる以前の段階ということである^①。そして空間的には御所も含め京中全域の穢れのだが、藤波氏については、町家との接触による穢れの伝染を警戒すること厳であり、注意を払えば触穢を免れるととらえている^②。

重要なことは、天皇の死に伴う「触穢令」が、伊勢をも対象にするという認識は見られないことである。伊勢神宮に情報を伝えたのは、触穢中には神主の位階昇進を申請する款状や年始状の送付を控えることを求めたためである。公式行事が中断されるためこの間の申請は無意味であることに加え、書状等のやりとりによる触穢伝染を警戒したのである。

だが、京都町中にはまだ触穢が及ばないために京中の飛脚屋伊勢屋を用いたとの弁解や、以後の伊勢屋町便での書状は門外で開封するようにとの申入れ^③からは、触穢が伊勢へ懸からないようにとの配慮も見られる。

次に享保一七（一七三二）年の霊元上皇死去時について。死の翌日の八月七日付で祭主藤波氏の家臣から内宮の中川四神主に出された書状は、先に見た宝永六年のものと内容的にはほぼ等しい。異なるのは「尤神職之御方其外内侍所非常之節御参勤候御公家方ハ、不混穢候様ニ被仰出候、為御心得申入候」の文言がある点である。朝廷内部では、神職や儀式に携わる公家たちは穢れに接しないようにとの特段の指示があった。換言すれば、公家のうちでも内侍所へ候する家、白川神祇伯を始め二十人程（もちろん祭主の藤波氏を含む）は、「触穢令」下においても即時には触穢に懸からないとされていたのである^④。宝永六（一七〇九）年時の事例で見たように祭主藤波氏が町家との往来を絶ち、穢れを忌避した（忌避できた）のは、こうした事情からのことであった。

元文二（一七三七）年に中御門上皇が死去した日の、祭主側から内宮四禰宜に宛てた書状は、前の二例に比しずっと簡略になっている。款状

の送付は無用とし、急用時には飛脚を京都町家に立ち寄らせないようにとする内容のみである。だがこの時には、祭主自身から大宮司^⑤に宛てて触穢を伝える下知状が出された。

就 仙洞崩御、今日十五日方触穢ニ候、此旨兩神宮江可致下知之由被仰出候、其段神宮江告知可在之候、謹言

四月十五日 祭主三位 判

大司宿館

この下知状は一七日に大宮司から両宮の長官に示され、長官の政所から「神主中・権神主中」に伝達された。同日に、内宮の家司大夫は外宮の家司大夫に宛てて書状を送っている。家司大夫とは神宮長官（一禰宜）の家政機関に属し、神宮の実務を取り切った者である。両宮の家司大夫同士は重要な案件ではしばしば書状で連絡を取り合い、意見を調整した。さて内宮家司大夫の書状では、まず祭主の下知状は先例がないこと、これを山田奉行に上申する必要があること、そして触穢とは「御所方京中触穢之義与存」としている。

宝永六年以降祭主の家臣から神宮の特定の神主（十禰宜のうちで祭主政所を勤めた神主と思われる）に触穢の情報は寄せられていたが、祭主の下知状という形で公式に神宮に通知されたのは初めてであり、そして以後の慣例となる。下知状の文言によればこれは祭主藤波氏の判断で出されたものではなく、祭主への「仰」せし朝廷の公式の判断に基づく。

祭主下知状の伝達を受けた神宮長官は、翌日に長官名代を山田奉行所に派遣し、祭主からの「表向次第を以下知状到来」の事実を注進させた。奉行の用人は「触穢之義此方二者先例茂無之事」と、やはり初発のことと受け止めるが、「急度申渡にてハ無之」などとしながらも、「併神宮之義ハ格別之事ニ候間、諸事相慎被申候様ニ可被致」と、触穢中の慎みを

申し入れている。

寛延三(一七五〇)年の桜町上皇死去時と宝暦二(一七六二)年桃園天皇死去時の事例は、元文二年の例とほとんど変わらない。寛延三年時に長官名代が祭主の下知状を山田奉行に注進した際、「此告状者、京都触穢ニ付太神宮之御用上候義、諸事触穢之内者差控申義故、申来候義ニ御座候」としている点、宝暦十二年時には、祭主家臣からの書状に、伊勢神宮への下知状送付は直接には神宮上卿から命じられた旨が記される点、通常行われる触穢明けの通知がなされず、新天皇踐祚の祝詞についての連絡を受けて触穢明けと判断している点のみに留意しておく。

安永八(一七七九)年の後桃園天皇死去時にも、ほぼ前例が踏襲されている。ただ「触穢令」の下知を受け、長官の家司大夫から神宮の「御神主中・権官衆中」一臆・物忌中「権任中」の各々に宛てた書状文言が若干変わった。これまでは祭主からの下知を伝え「各為御承知如此御座候」という程度のものであったのだが、この年からは「追申、京都触穢之内各御心得可有之候事ニ候也」との文言が加わった(三通で表現は若干異なる)。以後これは先例となり受け継がれる。

さて、この触穢中に一つの事件が起こった。一二月九日付けで京都の九条家の家臣茨木幸右衛門なる人物から、内宮の中川市之正・井面少弐に宛てた書状が「長官日記」に書き留められている。それによると例年通り伊勢から寒中見舞いに「塩鱈一簣巻」を贈られたが、「此節者御存之通 天子崩御ニ付、御所者勿論洛中共触穢ニ候得者、魚鳥共取扱被差留候而、殊更其御方者神職之御儀、御上ケ候而不可然候様奉存候、依之御戻し申候」とする。御所及び洛中は触穢となり、それに伴い魚鳥の取り扱い差留^②殺生禁断となっている。ことに神官として触穢中に魚を贈るのは不適當であり、よって受け取らず戻す、というのである。

天皇・上皇の死去時には、京都町奉行から出される鳴物停止令に伴い、魚店商売が停止される。この時も死去当日の一月九日付けで出されている^③が、停止期間は通例の三日間であり、右の書状に見える魚鳥の取り扱い差し留めは武家領主(京都町奉行)ではなく、朝廷の発令した「触穢令」に伴うものであろう。この時の触穢は一月二六日からであったが、以後五十日ほどの間^④、洛中全てが「魚鳥共取扱被差留」という状況であったとは考え難い。恐らくは精々朝廷及び神社世界に限定されたものであつたらう。

塩鱈を京都の公家へ贈った神宮側に、触穢に伴う殺生禁断の観念がなかったのか、単なる手違いなのかは不明だが、少なくともこの時に伊勢において魚鳥を避ける認識はない。一方、九条家側も触穢中の京都へ魚を贈ったことを難じてはいるが、伊勢にも触穢が懸かっているとの認識からのことではない。

次に、天皇ではなく女院であるが、寛政七(一七九五)年一月に死去した恭礼門院(桃園天皇皇后で後桃園天皇の母にあたる)の事例を見ておきたい。この時の触穢を報せる祭主からの下知状には「天下触穢」の語句が使用されていた。神宮側は、「天下触穢」ならば伊勢神宮にも触穢が懸かると受け止め困惑し、祭主に真意を問い合わせた。大宮司から祭主政所に宛てた書状には次のようにある^⑤。

(前略) 此度触穢御下知天下触穢之旨被仰下候、右者近例覚悟不仕候(中略) 此度天下触穢之旨御下知ニ而者当所共ニ触穢之事勿論ニ候故、触穢中御饌調進且諸祭相止可申事哉(中略) 崩御之節触穢限毎度御日限茂永キ御事御座候故、右中当所触穢之通相守候ニ而者至而大事ニ御座候、可相成者先例之通其愁無之様仕度奉存(後略) 間もなく送られてきた返信によると、祭主家臣が「天下触穢」として

は面倒ゆえに、これまでの通りに下知することを上申し、祭主もこれを容認した。

前章で見たように、江戸時代にも天皇らの死に伴う大半の触穢は「天下触穢」と表現されたようであり、この語の使用が特に間違っていたわけではないが、確かに先例とは異なっていた。ただ祭主側は、何らかの意図を持って「天下触穢」と表記したわけではなく、単なる手違いに過ぎないようである。いずれにせよこの間のやりとりから、神宮側は勿論祭主側も、触穢が伊勢神宮に及んでいないと認識していることは間違いない。なお触穢時の作法として、御饌調進と祭祀の中断があげられている点にも注意しておきたい。

天皇・上皇死去時の「触穢令」の検討に戻る。文化一〇（一八一三）年の後桜町上皇死去時及び天保一一（一八四〇）年の光格上皇死去時には、「触穢令」の伝達と神宮側の対応についてはそれまでと違いはない。だが天保一一年時には、触穢中の京都から伊勢に戻る者の対応をめぐって議論が生じ、そのやりとり際に際して祭主から重要な認識の変化が示された。

天保一一年一月三〇日から触穢となる旨が二月二六日に神宮に伝えられた。その後、内宮・外宮の神主の集会時に、上京中であった「外宮権任」（十人の禰宜に準ずる禰宜）が、触穢日限中に伊勢へ戻った場合の触穢が問題となった。大官司と相談の上、触穢の範囲・日限について京都の祭主に問い合わせがなされた。一月二九日付けで大官司に宛てられた祭主家臣の澤池肥後・川井長門連名書状には、まず触穢は洛中と洛外には同様に懸かること、そして「其地」に伊勢においては「崩御御下知之即日触穢相懸候儀有之由」と、下知と同時に触穢が懸かるとの認識が示された³⁹。

神宮側の対応を見よう。内宮側から外宮に宛てた二月一四日付け書状によると、まず京都から触穢の沙汰があるのは神宮心得のためのみのこと、とする。続いて京都の触穢は伊勢での触穢とは異なるとし「両宮内方上京いたし候ものハ触穢の相火にふるゝかこときもの」だが、これまでは特に問題もなかった。「此度方嚴重ニ相重ミ相定り候事も如何可有哉」、また「此度触穢差別相定候度、成丈手輕ニ致し候事可然哉」としている。今回の一件を触穢制度の改編と受け止め、しかしできるだけ変更なく「手輕」になることを望んでいる。当面の問題については「扱京都触穢之節京都方罷帰り候もの、別段相憚り候先例度見へ不申候事故、三ヶ日別火ニ而事をすまし候而可然哉」とする。これは、宮川内の人間が川外へ出た場合にはそれのみで穢れとなり、帰宅後に三日間の別火となる慣例に従ったに過ぎない。「触穢令」に伴う特段の影響は認めない⁴⁰。

さてこの時もう一つ問題が発生する。京都に檀那を持つ御師から、触穢中に京都の住民を参宮させることの是非が問い合わされた。大官司の見解は「京都居住之者御触穢相濟迄参宮決而相成不申候、殊ニ京地之者ハ此儀相濟候迄ハ一夜之宿茂一切相成不申候、若一夜ニ而茂同間仕候者者七日之穢（中略）尤松坂始外方より御参宮被成候儀者不苦様」というものであった。後に検討するように大官司の見解は神宮の意志を代表するものではなく、実行されたかどうかは疑わしいが、彼は触穢中の京都住民を穢れとし、参宮を拒絶したのである。

弘化三（一八四六）年の仁孝天皇死去時に、「触穢令」への対応をめぐって伊勢神宮と朝廷との間で重大な問題が発生した。伊勢神宮に触穢が及ぶとの認識が明確に示され、朝廷は祭主を通じて触穢中の伊勢神宮における作事中止を命じ、これに伊勢神宮、特に外宮が激しく反発した

のである。

仁孝天皇は二月六日に死去、同月一四日から触穢になる旨の祭主下知状は一三日に届けられた。さてこの間伊勢神宮では、三年後に控えた式年遷宮に向けて作事の最中であった。天皇の重病が伝えられた一月末以降、天皇死去時の対応について、内宮・外宮神主の間で内々の相談がなされている。そこでの確認事項は、作業を極力中断しないようにする、ただし宝永六（一七〇九）年將軍綱吉が死去した際に、鳴物停止の期間中は遷宮のための作事を中止した先例^①があるため、とりあえず中断しておき祭主へ問い合わせる、というものであった。

さて、死の報せを受けると同時に、祭主への上申について両宮間で打ち合わせがなされる。内宮の藤波二神主から外宮松垣六神主に宛てた書状は次のようなものであった。

以別紙得御意候、御作事之儀、京都江相伺候沙汰之上相始候儀ニ御座候、町方ニ而者定而安永度之振合ニ而鳴物普請五日之鎮与被存候、左候ハ、町方者日数五日後不鎮、御庭作而已相鎮居候も如何可有御座哉、京都者触穢ニ候共両宮ニおゐてハ触穢ニ無之候事ニ候、右等祭主殿若御心附無之も難斗存候間、貴君方内々被仰上候而者如何可有御座哉、当宮三禰宜方も為申上候筋ニ御座候得とも、兼而御存之訳故可然御含可被下候、右之段内々申上度如此ニ御座候、以上

二月七日

松垣六神主様

藤波二神主

幕令によって出される鳴物停止令が町方に五日間の鳴物・普請停止を告げると予想され、それとの対比で触穢中の作事中断を疑問視している。死去以前の両宮神官同士のやりとりにおいても、綱吉死去時の作事中止の「先例」が懸念材料とされたが、だがこれはあくまで鳴物停止令への

対応であった。死の慎みにより作事を続行するか否かという点で、鳴物停止令と「触穢令」は、神宮において質的な区別はされていない。なお藤波二神主は、京都の触穢が伊勢神宮には懸からないという点について、祭主に確認することを依頼している。松垣六神主からはこれに同意する旨の返書が寄せられた。

このように触穢中の作事を続行する意志を持って問い合わせがなされたが、二月一三日に届いた祭主家臣の川合信濃・澤池筑後連名の返書（二月一〇日付）では「御造宮御作事之儀、触穢中惣而相見合候様被仰出候、且御作事等始候日限之義者、追而御沙汰可有之候」との祭主の意志が示された。

内宮側はこれを了承し、遷宮作事を管轄する山田奉行へ届け出ようとするが、外宮側は納得せず、再度の交渉を持ちかける。大宮司と相談の上、改めて祭主に書面で申し入れることとなった。両宮長官から澤池・川合に宛てた書状には、まず両宮においては「触穢」を触れてはいないこと、遷宮のための作事は神事の一環であり、触穢中に作事を差し控えては、神事の執行を命じた先年の沙汰と相違する、とする。続いて、触穢中の遷宮造営自体の先例はないとしながらも、類例として二例をあげる。一つには元禄二（一六八九）年に行われた遷宮の準備中、貞享年中に新院死去の報せがあったが（貞享二年の後西上皇死去）、材木伐採の作業を継続した。二つには元和三（一六一七）年に後陽成上皇が死去した時、両宮に触穢は触れられず、祭主からの指示で神事を執行した。最後に、改めて「御造宮御作事之儀者神事同様ニ相心得、相憚り候儀無之」と述べ、触穢中に神官個々においては慎みは勿論であるが、造宮作事を慎んでは「両宮共触穢ニ相混し歎敷」とし、造宮作業継続を訴えている。二月一六日付の返書は一八日に届けられた。川合・澤池は、まず先に

送った返答は、事の性格上祭主の一存では出来ないため「御伺之処、過日申入候通被仰出」たものである、とする。触穢中に遷宮作事を中断すべしとの指示は、朝廷の公式なものであった。書状では続けて、一旦仰せられたことでもあり、また「触穢中御再伺も難出来」との理由で、触穢中の作事中断を求める。「此節之御事不軽御義」であり、また中断しても特別に「御宮御瑕瑾」に成ることでもないではないか、と説得の言葉が連なる。結局のところ今回の神宮側の訴えは祭主のもとへも届かず、川合・澤池の段階で門前払いとなった。

これを受けた伊勢神宮では、外宮側は「今一応押返し可申上」との意志を示し、大宮司と内宮・外宮で一人ずつ使者を京都へ送り交渉してはどうか、と提案する。だが、もはやこれ以上の交渉は無駄であり、いざ祭主か祭主の政所が伊勢に参向した際に申し入れるべしとする内宮側の判断が容れられた。結局、この触穢中は作事が中断され、四月四日に至り触穢明けとなり、同七日に「作事勝手次第」が触れられた。

だが祭主と交渉する機会はないまま、慶応二（一八六六）年末の孝明天皇死去を迎える。天皇の死は、山田奉行から翌慶応三年の元日に伝えられるが、その翌二日には両宮の神官同士で触穢中の対応について相談がなされている。おりしも、一月二五日には遷宮に向けての「作事始」を行う予定であった。

一月一〇日から触穢となる旨の祭主下知状は九日に届いた。同時に「御造宮御作事之儀、弘化三年度之通愆而触穢中相見合候様」との指示も、祭主家臣の赤尾美濃・澤池備前より伝えられた。この日に内宮の蘭田四神主・藤波五神主から、外宮の桧垣三神主・久志本三神主に対して書状が出されているが、それによると前日に大宮司の家臣、橋爪氏に「作事始」の予定について相談したところ、「二七日相立候故不苦候哉二

も被存候旨」という返答であった。触穢中であっても、作事始めの予定日は二七日より十四日間を経過する日なので、構わないのではないかと、大宮司側の判断であった。だが内宮の神官二人は「此度之御儀者先例与事替り都而嚴密之慎方ニ付、御下知通御受申、御作事始之儀相見合置可申哉」と判断し、実際その通りになった。なお、慶応二年秋の將軍家茂死去時の鳴物停止に際して、京都へ注進し作事を継続したこととの関係も指摘されている。

さて、この書状では先の弘化三年に作事中止に至った経緯を述べた後、「同年四月（六月の誤り―筆者注）女院崩御之節、且翌四年十月皇太后宮崩御之節も、何等不申上御作事相勤候事ニ御座候」としている。この二例は、光格天皇の後の新清和院と、仁孝天皇の後の新朔平門院を指している。いずれも触穢は伊勢に伝えられているが、伊勢神宮では、朝廷と交渉することもなく遷宮のための作事を継続した、とする。朝廷にうかがえば作事中止が命じられることは、神官らも当然予想したはずである。明らかにこれは、伊勢神宮側の意識的な抵抗であった。

以上、天皇ら死去時の「触穢令」への伊勢神宮の対応を、年次を追って見てきた。論点をまとめ、変化の段階を整理したい。

朝廷が発した「触穢令」が、近世において伊勢神宮に伝えられた初発は、宝永六（一七〇九）年二月の東山上皇死去時であった。これ以前の天皇死去時には、「長官日記」を見る限りでは「触穢令」の記事はない。それどころか東山上皇死去の前例、貞享二（一六八五）年の後西上皇死去時には、触穢中に内宮の使者が京都に赴き祭主に面会しており、日記の記載上の変化ではなく、実態としてこの宝永六年にひとつの画期があった可能性が高い⁽⁴²⁾。

だがこの段階での「触穢令」の伝達は朝廷の公式なものではなく、形式としては祭主家臣の私的な書状によって伝えられた。それは主として書状の往返による触穢の伝染を避ける目的からのことであった。

祭主自身の下知状により触穢が伊勢神宮に公式に伝えられたのは、元文二（一七三七）年が初発である。山田奉行にも初めて触穢についての報告がなされた。

さて、この時でも伊勢神宮側は勿論、祭主の認識も、あくまで京中の触穢であり、伊勢に及ぶものではなかった。伊勢神宮側の抗議により、祭主が下知状から「天下触穢」の文言を削除した一件を見れば、寛政七（一七九五）年段階でも同様であった。祭主以外の公家については詳細は未検討だが、安永八（一七七九）年の塩鱈贈答の一件を見れば、九条家の認識もまた然りである。

祭主側が、伊勢にも「触穢令」が及ぶことを初めて問題にしたのは、天保一一（一八四〇）年時のことと思われる。この変化を伊勢神宮側も触穢の改編と受け止めた。この延長上に弘化三（一八四六）年の、触穢中の遷宮作事中止命令が位置付けられよう。そしてこれは慶応三（一八六七）年に先例として引き継がれるのである。

この転換は、朝廷の公式な意志に基づき行われた。「触穢令」をめぐる動きを見る限り、朝廷は一九世紀半ばに至って伊勢神宮を自らの勢力に強く組み込んでいく姿勢を示す。それまでは天皇らの死による触穢が伊勢神宮に影響を及ぼすとは考えなかった⁴⁰。朝幕関係に関する研究成果との突き合わせを充分にしていないが、近世中期以降に活発になる朝廷の自律的動きと、もちろん無関係ではありえない。特に、弘化三年に即位した孝明天皇の意志の存在は重要であろう。

一方、伊勢神宮は朝廷のこうした動きに決して好意的ではなかった。

伊勢神宮は幕末に至るまで一貫して、伊勢に京都の触穢が及ぶことを否定した。「触穢令」ゆえに遷宮作事の中断を余儀なくされたのは、神宮にとって全く不本意なことであった。伊勢神宮としては、天皇らの死に伴う触穢よりも、遷宮のための作事の方が優先されるべき事柄であった。遷宮作事中断命令に強硬に抵抗し、弘化三年六月、翌年一〇月の女院死去時には朝廷に無断で作事を続行した点にも、それは表れている。なおこれは、鳴物停止令をめぐって同様の問題が発生した際の、山田奉行への対応とは明らかに異なっている。

幕末に始まる朝廷による神宮改革の障害となったのは、世俗性の強い御師や神宮を統制した山田奉行らだけではなく、伊勢神宮自身でもあったのである⁴¹。

四、朝廷の触穢観と伊勢神宮の触穢観

朝廷、そして伊勢神宮を含む神社世界においては、穢れが空間的に広がり伝染するという中世来の意識が確実に残存していた。天皇らの死は一定の日時の後、京都町中ないしは洛中洛外に穢れを充満させるものであった。そして、京都の触穢が書状などによって伊勢へも伝染しうるという点は、江戸時代中は時期を問わず伊勢神宮と朝廷（祭主）とで認識を共有している。だが、触穢についての観念自体には、明らかに違いが認められる。

触穢はそもそも具体的に何を求め、何を禁じるものであるのか。「触穢令」の文面は、その開始日を記し、先例の通りとするのみである。

朝廷においては、これまで検討してきたところで明らかかなことは、まず朝廷の公式行事が中止される。幕末期に伊勢神宮に懸けられた圧力が

らすると、朝廷内部での作事も中断されたはずである。また神祇伯以下、内侍所に勤仕する公家たちは自宅に籠もった。安永八（一七七九）年の触穢中に九条家が贈られた鱧を受けなかったことからすると、この間公家たちは魚鳥を口にするのを慎むのが原則であったと思われる⁽⁴⁶⁾。

神社においては、触穢の間はまず神事が中止された。そして神事祭祀に参加する民衆にも影響は及ぶ。弘化三（一八四六）年七月に、下御霊社は新清和門院死去の触穢中を理由に、神事祭祀の延期を「御年寄御町中」に宛てて出している⁽⁴⁶⁾。

それだけではない。文政六（一八二三）年四月、京都町奉行所から次のような触が出されている⁽⁴⁷⁾。

新皇嘉門院薨去ニ付、今十一日方触穢被仰出候間、前々之通相心得候様触置候処、右触穢中ハ神社門鳥居等注連繩等張置、触穢之人不入様制止有之候処、近来相弛猥之儀も有之由ニ相聞、不束之事ニ候触穢中ハ神社江穢を可恐事ニ候間、町在共下々ニ至迄猥ニ成儀無之様急度可相守候、於社方も心得違之筋無之様嚴重ニ可取斗候、右之通相触候上、若心得違猥之儀等相聞候ハ、吟味之上咎可申付候条、此旨洛中洛外町在并社方へ不洩様早々可相触者也

未四月十一日

この触は、触穢中の神社及び住民の行動について、町奉行所機構から出された管見の限り唯一の触である。近来の弛みを聞くのも心得違いの者を吟味するのも、主体は町奉行所として文面は作られているが、朝廷側の要請に基づいて発令・文言作成がなされたものと考えられる。ここでは触穢中は神社は注連繩を張り、「触穢之人」を入れないようにすることが求められている。触穢中は穢れを憚るべきであり、このことを町の住民は下々に至るまで承知すべきとするのである。「社方」に限定

した町触としての「触穢令」が、実際には町人らに伝達されたのには、こうした事情があったと思われる。

この神社の姿勢は、京中町家との往通を絶った祭主藤波氏と変わらないう。藤波氏らや京都の神社世界において触穢中の慎みとは、穢れに伝染したがゆえにではなく、それにより穢れに接することを避け、自らの清浄さを保つたためなのである。

「触穢令」を発する心性も、中世のあり方とは異なっていたようである。延享二（一七四五）年に著された「光台一覽」⁽⁴⁸⁾によれば、宝永六（一七〇九）年の綱吉死去時に朝廷から幕府に対して、七日の「廢務」と「触穢」をする旨が伝達された。老中からは、「廢務」は受けるもの、「触穢」については先例のないこととして「御辞退之思召」を伝えるが、再度の申し入れにより実行される。「光台一覽」はこれを「將軍家触穢之始也」とする。幕府に伝達されたか否かは不明だが、朝廷レベルではこれが最初ではないことは先に見た通りである。それはともかく、ここでのやりとりが事実に基づくものであったならば、「触穢令」についての観念が大きく変わっていることを示している。

「触穢令」は本来、穢れが及んだという「実態」に対する朝廷における措置であり、穢れから回復するまで身を慎むものであった。將軍の死去に伴うものにせよ、卜占によりそれが触穢と認定されたならば独自にその対応を取るもので、本来、幕府へ伝えるものでも辞退を云々するものでもない。だがここでの「触穢令」についてのとらえ方は、死者に対する儀礼的行為、朝廷の將軍に対する敬意表現の手段となっているのである⁽⁴⁹⁾。將軍死去時の触穢が家継以降なくなるのは、触穢が及ぶか否かという認識のレベルとは無関係に、儀礼・格式の観点からのことだったのであろう⁽⁵⁰⁾。

一方、伊勢神宮側の触穢時の作法、触穢についての認識はどのようなものであったか。先に見てきた「長官日記」の記述によれば、触穢中は神事に加え御饌の調進が中止される。これは「神慮を憚る」ためと表現され、神に穢れが及ぶことを忌避しているのである。神宮の神官は全て御饌を献上する資格を失っており、朝廷における神祇伯以下の公家のような例外はない。御饌の調進をしない間は、酒宴遊興等も慎むことが求められる⁵¹。

朝廷とは別個に伊勢神宮独自の「触穢令」発令が確認できるのは、神宮が大規模な火災に罹り焼死者が出た場合にほぼ限定される。神官の頂点である長官や大宮司など、特定の人物の死に際しても発令されることはない。

「長官日記」の「触穢令」期間中の記事には、具体的にどのような慎重を行っているのかを伝える記事は乏しい。ただ明治二（一八六九）年の事例は、詳しい状況を伝えてくれる⁵²。維新後の事例であるが、基本的に近世段階のあり方を残しているものとして見ておきたい。

この年の十一月二十九日に神宮内で火災が発生し、それにより倒れた杉の大木で圧死した者が出た。これを受け、翌日に触穢を伝える指示が出された。

一、神宮廻文

昨廿九日夜宮中火災之節致圧死候者有之候ニ付、当宮并山田市在共今晦日方三十ヶ日及触穢ニ相成候間、御饌調進被相休候、依之閉戸謹慎可被成、此旨各可令御存知給候、以上

十一月晦日

外宮政所大夫

御傍官中

権官衆中

御饌の調進停止以外に、神官個人としては門を閉じ謹慎することが命じられている。同時に出された別状では、触穢明けの十二月二十九日の夕に「火替」をして、翌日から「清火」を食し、その上で「煤取餅搗門飾等」を行うように、としている。謹慎の内容として、正月を迎える準備も止められていた。

さてこの時に触穢中の参宮人の扱いをめぐる、内宮と外宮との間で相談がなされている。外宮の神官は「一鳥居橋外北御門橋外」に遙拝所を設けることを提案した。神宮の内まで立ち入らせないようにする作法は、注連縄を張り巡らせる京都の神社に共通するものである。これに対して内宮側の神官は、外宮神官（岩淵修理）に対して次のように答えた。

先刻者御入来御添心辱奉存候、右遙拝所設方之儀者全宮川内者穢地ニ相触候間、両御門口ニ而為致遙拝候迎度同様穢地ニ御座候間、畢竟他国参宮人ニ穢氣無之候故、冠木鳥居前ニ而為致参拜共不苦候様被存候間、注連等引廻候ニ茂不及候様被存候、猶又焼失場穢土之処も最早相清候ヶ所故、別段甲穢与申ニも相成不申、是又宮中一円之穢中ニ候得者、繩張等ニも不及候様被存候、依而此旨先刻御答迄ニ申進候旨申、修理答、委細御尤ニ奉存候、全何之無勘考申進候段失敬仕候、猶宜敷被申上可然旨申候ニ付、引取候事

神宮の敷地としての「宮川内」は全て穢れているのであり、却って他国参宮人の方が「穢氣無之」である。ゆえに「冠木鳥居前」で参拝させても差し支えなく、注連縄を引き回す必要もない。穢れが発生した焼失場についても同様である、と。こうした内宮神官の意見に対して外宮側も「委細御尤」と、考えの過ちを認めて前言を撤回している。

穢れが一定の空間に及ぶならば、本来そこに居る誰もが免れるもので

はない。神宮の神官といえども例外ではない。神官自らに懸かる触穢についての認識は、京都の公家や神社世界に比し明らかに厳密な一恐らくは本来の触穢の原則に忠実な一ものであった。

一方で、参宮客に対する見方はこれと随分違ったものであったらしい。寛政六（一七九四）年の閑院宮典仁親王死去時の触穢中に、京都町奉行菅沼下野守定喜が伊勢参宮を企図した。彼の立場からすれば、先述したようにあくまで御所に限定された触穢なのであるから、何ら問題はない。だが朝廷からは、他の天皇・女院の場合と同様の扱いで伊勢神宮に「触穢令」が伝達されていた。

御師の中西孫右衛門が内々に大宮司へ問い合せたところ、触穢中ゆえに参宮は認められない、との返答であった。この見解は、前章でみた天保一一（一八四〇）年の触穢中に、やはり大宮司が京都住民の参宮を否定したことに符合する。大宮司は右の見解を示しながらも、「併神宮江相尋候様」と、「神宮」の判断に委ねた。

神宮神官の見解は、大宮司の考えと異なり参宮を認めることが前提であった。ただその理由付けが問題となった。八月七日に外宮神官の橋村修理之助は内宮に相談に来、京都では触穢期間が五十日以上に及ぶが伊勢神宮では最大で三十日であり、これをあてはめれば既に触穢明けとなっているとの理屈を適用してどうか、とした。これに対して内宮の中川七神主藤波修理は、そのような特例扱いに反対し、通常の参宮人と同様に扱うべきとする。

当方返答申入、当方江者師職方何等聞合不能出候、申出候ハ、御同様返答可申遣候得共、此儀者左様二分立候ハ、都而師職等之障ニ相成、宜有間敷与存候、分を相立候ハ、随分可被立候得共、只通例参宮人之上ニ而取斗可然存候、先方方申分ニ先達而者差支有之参宮之

儀延引ニ候、此節右差支相濟候ニ付参宮可致与被申趣ニ有之候得者、右ニ而相濟居候事ニ候、仮令道中之儀故穢可有之存相尋候得共、先方左様之儀者無之与申候得者、則清浄成所ニ候、既ニ旅火三日之喰退参宮之道者火与相立バ、其俣参宮致し候、ケ様之振ニ而相濟候方可然候、菅沼殿参宮之儀を彼是改候ハ、一鳥居江制札ニ而も出置京都参宮人者一円不相留候而者難相濟、彼是差障出来可申存候、御考有之度候、只先方方清浄成積ニ而参宮可致被存候上ハ、則清浄ニ而、諸事道者之心得ニ而相濟候方可然旨申入候処、成程御尤存候、立歸其段為申聞御同様相心得可申旨ニ而帰候也

道中で穢れを受けたと疑わしい参宮人であっても、本人が否定すれば「則清浄成所」なのである。当人が清浄の積もりならば清浄なのであり、道者ニ参宮客の心得次第で済ませるのが良い。そうでなければ、京都の参宮人の参拝を禁止する制札を出すなどの手だてが必要であるし、総じて「彼是差障出来」となる。この点、別の箇所では「都而師職等之障ニ相成、宜有間敷与存」と表現している。「師職」ニ御師の「営業活動」に支障が出ることを、恐れているのである。外宮の橋村もこれに同意し、京都町奉行の意向通りに参宮が行われた。

伊勢神宮において「触穢」は、神官自身については京都の朝廷・神社に比べ厳密に解釈し実行するのに対して、参宮客には融通無碍に対処していたと言えよう。

おわりに

伊勢神宮と朝廷とでは触穢についての認識が異なっており、その齟齬が天保期以降には顕在化し、神宮側の抵抗にも関わらず朝廷の触穢の論

理が伊勢神宮にも及んでいった。伊勢神宮の神官が「触穢令」の伊勢への伝染を否定し、また参宮人の穢れに寛容であったのは、触穢観の相違に加えて、伊勢神宮が全国から訪れる参宮客に社会的・経済的に依存しているという認識が、その担い手である御師らのみでなく、神官中枢にまで共有されていたことによる。その点で、明治四(一八七二)年の神宮改革により御師が廃止されたことの意味は大きい。御師が行ってきた配札は以後国家の管理するところとなり、伊勢神宮は神道国教化政策の中枢に位置付けられた。

近世の伊勢神宮の「近代化」について、触穢観の相違という点に関わってもう一点述べておきたい。

文久三(一八六三)年に朝廷から勅使が伊勢神宮に派遣され、山田奉行の神宮に対する権限を限定するなどの改革を及ぼした^⑤。七月一日に神宮に対して出された十二か条の達書^⑥は、神宮世界から仏教色を排除する意図の箇条を多く含み、神仏分離政策の先駆として評価されている。だが、この時に排除されたのは仏教のみではない。被差別民に対する排除が、四か条にわたり規定されているのである。朝廷の使者が行った神宮改革は、神宮から僧侶と被差別民を遠ざけることに、主眼のひとつがあった。

近世の伊勢神宮領には被差別民が少なからず居住しており、目印札を持たされ師職の家の門内立入を禁止されるなどの差別を受けていた^⑦。だが触穢意識の過敏な伊勢神宮において、そのことゆえに、他地域と比較して特別に過酷な差別を受けたという形跡は、管見の限り見受けられない。神社の清浄さの対極として被差別民の「穢れ」が強調され、彼らが神社空間から強く排除されるのは幕末に至ってのことと思われる。「長官日記」によれば、文久三年の勅使が、これまでは館町(五十鈴川

の東側、内宮に最も近い町で、本来は神官の宿館があった)をも被差別民が「徘徊」していたが、以後は出入りしないようにと「棒杭」を建てさせたという^⑧。

伊勢神宮の神官たちは、神宮世界以外の人々の「穢れ」には意外に鷹揚であった。そして「触穢令」発令時には、伊勢においては「空間」に居る者は誰であろうとすべからず触穢となった。一方、京都の朝廷や神社においては、特定の人々は触穢から免れる規定が存在した。被差別民を新たに排除した論理は、伊勢神宮の触穢観からではなく、朝廷のそれから出る。この後神宮は、「潔癖」「清浄」さを極度に発達させた「聖なる空間」へと変貌していく。

伊勢神宮に特有の触穢は、明治五(一八七二)年の度会県庁布告により「一般普通之通可相心得」と事実上廃止された^⑨。これに先立ち発令されたいわゆる賤称廃止令により、被差別民に対する差別も法的には解消された。だが、彼らに対する社会的な差別がなくならなかったことはいうまでもない。そして近代天皇制国家の下での彼らに対する差別認識の、少なくとも一部は、右に見た幕末の動きを起点としていると思われる。

こうした問題は、神宮領における日常的な触穢の作法や意識、幕末期の西洋諸国の接近による外国人問題(朝廷の対応と神宮の対応)などを含めて考察する必要がある。このほかにも、朝幕関係の変化との関係、朝廷世界と伊勢神宮世界との日常的な意志伝達のありかた、中世から近世への移行期の問題など、論じ残した点はあまりに多い。本稿は、以上の課題への前提作業として、京都の「触穢令」が伊勢神宮に与えた影響の时期的変化をなぞって見たに過ぎない。

〔注〕

- (1) 高埜利彦氏、深谷克己氏らの研究成果に基づき問題を整理した間瀬久美子「神社と天皇」（講座 前近代の天皇）3、青木書店、一九九三年）が端的に述べている。同論文でも立論の一つの根拠になっているが、高埜「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九、一九八九年）は、近世中期以降に伊勢神宮を始めとする神職が公卿になっていく動きを指摘し、それを朝廷勢力の増大と評価した。
- (2) 幕府要人の参宮については、笠原綾「老中の伊勢参宮」（『論集きんせい』一八、一九九六年）、同「伊勢御代参の年頭恒例化と將軍権威」（今谷明・高埜利彦編『中・近世の宗教と国家』、岩田書院、一九九八年）を参照。笠原氏は、この問題を主として幕府の権威強化という観点で論じている。
- (3) 深谷克己「幕藩制国家と天皇」（北島正元先生還暦記念会編『幕藩制国家成立過程の研究』吉川弘文館、一九七八年）。後に深谷『近世の国家・社会と天皇』（校倉書房、一九九一年）に所収。
- (4) 筆者の問題関心は、伊勢神宮を取り囲む地域社会の構造にある。本稿は、その一要素としての、朝廷との関わりを分析するものである。
- (5) 「貴族社会に於ける穢と秩序」（『日本史研究』二八七、一九八六年）。
- (6) 「こもる・つつむ・かくす―中世の身体感覚と秩序」（『日本の社会史』八、岩波書店、一九八七年）。後に黒田『王の身体・王の肖像』（平凡社、一九九三年）に所収。
- (7) 中川学「江戸幕府『鳴物停止令』の展開とその特質」（『歴史』七九、一九九二年）を先駆研究とする。
- (8) 平松義郎「近世法」（『岩波講座 日本歴史』一一、一九七六年）。
- (9) 中川学「近世京都における『鳴物停止令』の構造とその展開」（『東北大学附属図書館研究年報』28、一九九五年）によれば、氏は「『葬礼』をめぐる朝廷の動向と幕府」という論考を発表予定とのことであり、成果公表を待ちたい。
- (10) 武家領主の服忌令は、触穢の伝染の観念が朝廷勢力のものとは大きく異なることを明らかにした林由紀子『近世服忌令の研究』（清文堂、一九九八年）参照。ただし林氏は、それゆえに近世社会においては將軍の死が天下触穢にならなかったとするが、こうした見方は、やはり近世における公家法・公家社会での慣習の独自性を無視したものである。また、後述するように將軍の死が触穢を伴うこともある。なお、近世の神社の服忌を含め、齋忌を通史的に論じた岡田重精『齋忌の世界―その機構と変容』（国書刊行会、一九八九年）参照。
- (11) 『宇治山田市史』（三宅書店、一九二九年）、井上頼寿『伊勢信仰と民俗』（神宮司庁、一九五五年）他。「速懸」に注目しつつ、中世都市論として山田を分析した成果に西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館、一九八七年）。
- (12) 『新訂増補 国史大系』十五（国史大系刊行会、一九三一年）を用いた。
- (13) 『京都町触集成』一巻〜十三巻、別巻一〜二（京都町触研究会編、岩波書店、一九八三〜八九年）。
- (14) 『伏見稲荷大社年表』（伏見稲荷大社他、一九六二年）、『北野天満宮史料目次記録』（北野天満宮、一九八四年）、『松尾大社史料集 記録編二』（松尾大社、一九九五年）を用いた。
- (15) 宮中に限定した触穢は、獣の死骸が宮中で発見されたような場合にも出されるが、京都市中に発令されることはなく、もちろん「天下触穢」と表現されることもない。
- (16) 触穢が三十日をひとつの単位期間とすることは、延喜式の規定に基づくものである。なお、中世には触穢の始まりは卜占によるものとされるが（前掲黒田論文）、死と同日に天下触穢との記述が見える寛永七年の中和門院の事

例を例外として、承応三年の後光明天皇から、延宝六年の東福門院、同八年の後水尾上皇、貞享二年の後西上皇、元禄九年の明正上皇（院御所限定の触穢）の死までの事例は、葬送の日から触穢となっている。この場合、触穢の期間は三十日となる。一方、これ以後、宝永六年の東山上皇の事例以降には、確認できる限りすべての場合に、葬送以前に天下触穢が始まった。『統史愚抄』では、これを納棺の日と解釈している。いずれにせよ、元禄末年から宝永年間にかけての間に触穢の開始日に変化が生じ、それに伴い三十日ではなく六十日前後にも及ぶ触穢期間へと変わったものと思われる。

(17) 歴代天皇・上皇のうち、元和三（一六一七）年の後陽成上皇の死に際しては、「天下亮陰」の表記は見られるが、「天下触穢」は確認できない。宝永六（一七〇九）年の明正上皇の死は、『統史愚抄』によれば、院御所の触穢は行われたが禁中の触穢はなく、『松尾大社史料集 記録篇二』も「触穢無之」としており、京都の神社にも触穢は伝達されなかったらしい。いずれも原因は不明である。

(18) ただし、文政六年死去の新皇嘉門院の場合は、准三宮でしかも女院号宣下は死後の追号であるが、「触穢令」が確認されている（『京都町触穢成』十巻三四八号。以下、『町触』⑩―三四八のように略記する）。

(19) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」（講座 前近代の天皇）二 青木書店、一九九三年）、藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）他。

(20) 『町触』⑦―九四一。

(21) 『町触』⑦―九四八。

(22) なお「均光卿記」八月一日の記事（『古事類苑』神祇部二「触穢」の項に所収）には「自去年十二月天下触穢、而武家等不肯」と、「触穢令」をめぐり朝廷と「武家」側とで対立があったことを伝える。

(23) 『統史愚抄』では、延宝八（一六八〇）年の家綱死去に際しては、今宮社、祇園社の祭礼が「関東事」を理由に延期となった記事は見えるが、「触穢」

の表現はない。

(24) 『松尾大社史料集 記録編二』には、家継死去が天皇に上奏され「廢朝」が命じられたとする五月六日の記事に「大樹公薨去触穢」とあるが、恐らくは、いずれ触穢が発令されるとの予断か、何らかの誤解に基づくものであろう。

(25) 以下、巻数と触Noのみ記す。天皇・上皇の事例が②―九八一、③―八九八、④―七二三、⑥―一五三、⑨―七六九、⑩―四一九、一〇〇六、⑬―三〇三。女院の事例が⑦―二二四、一一六二、⑩―三四八、⑪―一〇四九、一一六〇、別①―三三二頁。小出邦博『鳴物停止令』についての一考察―法合集よりみた『鳴物停止令』（『愛大史学』六、一九九七年）にこれらの一覧表が作成されている。ただし天明三（一七八三）年一〇月の盛化門院（後桃園天皇）死去時の触穢が落ちている。触の本文は確認できないが、町奉行所機構が作成した触書頭書から、出されたことは確かである。

(26) 一例をあげれば、弘化三年六月、新清和門院の死に伴う触穢は、町触では六月晦日付だが、松尾大社には六月二六日に伝えられている。同年二月の仁孝天皇死去時の松尾大社の記録には「来ル十四日より触穢、伯家より申来」とあり、神祇伯の白川家から伝達されるルートがあったらしい。

(27) 町触作成・発布に際して、朝廷の意志が町奉行所機構にどのように伝えられたのかは、分析を要する一つの課題だが、今これに応える用意はない。

(28) 町在をも対象とする旨の文言は文化一〇年以降に限られることから、時期的な変化も考えられる。

(29) 以下、特に断らない限り使用史料は、神宮内宮の「長官日記」である（神宮文庫蔵）。先例を記すなどして、記載年次と出典史料の年次が異なる場合のみ、注記を施す。「長官日記」とは、伊勢における神官の代表者である長官（＝一瀬宜）の家政機関において編纂された公務記録で、内宮・外宮各々で作成された。慶安元年から明治四年に至る分が遺されている。日記自体には、長官の代ごとに「経高長官日記」の如く長官の名を冠した文書名と、

『神宮編年記』と総称される文書名が付けられている。

- (30) 内宮において序列が三番目の禰宜。三神主と表記されることもある。内宮・外宮とも十人づつの禰宜が神宮職制の中核をなしており、それぞれ数字を冠して表記される。その頂点が一禰宜₁長官である。上位者の死と共に順次繰り上がる。

- (31) 『統史愚抄』によれば、触穢の始まりは一二月二日のことである。

- (32) 『大中臣祭主藤波家の歴史』（統群書類従完成会、一九九三年）によれば、藤波氏の館は御所の北東、石薬師通りに面していた。

- (33) 触穢の地から来た書状でも、使いの者に門外で封を切らせれば穢れを免れる作法があった（『触穢問答』『神祇道服忌令秘抄』『統群書類従』第三輯下所収）。

- (34) 近世朝廷の制度習慣を記した「光台一覽」（新訂増補故実叢書）十四、吉川弘文館、一九五二年、所収。著者は勧修寺晴豊の息、伊達豊房の曾孫、伊達隠士某と記される）には、「触穢等の刻も白川神祇伯を先達として関白大臣一人大中納言参議殿上人₂二十人計は触穢に不預」とある。

- (35) 大宮司とは、伊勢にあって、神宮長官と京都の祭主との間に位置した者。

- (36) 『町触』⑥―①三二。

- (37) 安永九年正月一二日に、触穢明けの町触が出されている（『町触』⑥―①九九）。

- (38) 「守訓長官日記」天保一一年一二月分に記載されたもの。

- (39) 「其地」が伊勢を指すと明記されていないが、「其」という相手を示す表現、「其地」が京都との対比で書かれていることから、このように解釈した。これを受けた大宮司は、この書状を内宮神宮に示した際、先に検討した寛政七年の事例（伊勢への触穢伝染を否定する神宮側が、祭主側に「天下触穢」の文言削除を申し入れた）の書留を参考史料として渡しており、伊勢神宮に触穢が及ぶか否かの問題ととらえている。

- (40) その後、外宮神宮から大宮司に示された解釈では、上皇死後でも「触穢令」発令による触穢開始以前ならば御所のみ穢れであり、その間に京都から帰宅すれば（またその間の京都町人の参宮も）穢れとはならない、とした。
- (41) この問題については別稿を用意している。『三重大史学』創刊号に発表予定。

- (42) 町触として出された「触穢令」の確認できる初発は宝永六年であり、『統史愚抄』の記載に従えば、江戸時代ではこの年に初めて、葬送前に「触穢令」が発令され、以後の先例となった（注16参照）。朝儀復興に強い意欲を見せた靈元上皇の院政期であり（久保貴子『近世の朝廷運営』、岩田書院、一九九八年、を参照）、関連が注目される。

- (43) 幕府の服忌令の体系は、日光東照宮が頂点に位置するという（林由紀子前掲書）。対して朝廷世界では天皇（上皇）が頂点であり、天皇の祖先神を祀る伊勢神宮とは懸隔がある。

- (44) 伊勢にも朝廷の動きと呼応して山田奉行の権限抑制・尊皇攘夷を目指した三方・会合の年寄、福島大夫・浦田長民のような人物はいた（『宇治山田市史』、藤枝恵子「幕末の伊勢神宮と山田奉行」『日本史研究』三〇五、一九八八年）。だが彼らは師職たちの総意を代表する者ではなく、また三方・会合自体が、伊勢神宮と日常的に意志を共有しているわけではない。三方・会合（宇治・山田）と伊勢神宮との関係については、別稿を予定している。

- (45) 京中全体の経済からすれば大きな量ではないだろうが、しかし禁裏への出入り商人たちへは、少なからぬ影響があったことが推定される。普請・作事の中断も、同様の問題をはらんでいる。弘化三年、慶応三年の両年に遷宮のための作事が中断したことは、宇治・山田という都市における伊勢神宮の比重の大きさを考える時、住民たちの生業に関わる問題であったと思われる。

- (46) 『町触』⑪―①六〇。

- (47) 『町触』⑩―①三五三。複数の典拠による異同表記は、適当なものを採用し

た。

(48) 注34参照。

(49) 「光台一覽」の著者は別の箇所、鳴物停止令とは「武家権威の沙汰」で「禁中家の作法にあらず」、対して触穢は「仙洞法皇など斗の事」などと、鳴物停止との比較で触穢を論じている。

(50) 將軍吉宗を始め、幕府側の意向が働いた可能性を想定しても良からう。

(51) 『宇治山田市史資料』風俗篇五（伊勢市立図書館架蔵）。

(52) 「常庸郷日記」（外宮長官日記）。

(53) この問題については、前掲藤枝論文が詳細に論じている。学ぶべきところの多い好論であるが、山田奉行と朝廷・勅使との対抗関係を主軸として論じている。本稿で見たとように、朝廷・勅使と伊勢神宮との懸隔をも問題にして、

この勅使を評価する必要がある。なお、上野秀治氏の御教示によれば、二禰宜以下の神官で、この勅使への不満を書き留めた記録が遺されているという。

(54) 前掲藤枝論文五九頁に紹介されている。

(55) 『宇治山田市史資料』風俗篇四。

(56) 「守重長官日記」慶応二年二月朔日条。

(57) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房、一九九七年）。

(58) 『宇治山田市史』。

〔付記〕 史料閲覧に際しては、神宮文庫、皇學館大學神道研究所、伊勢市立図書館のお世話になった。記して謝意を表したい。